

## 権利擁護部会について

### 1. 構成メンバー

- 部会長……相談支援事業者
- メンバー……相談支援事業者, 権利擁護関係機関, 行政

### 2. 運営方法

- ・会議の開催, 運営は, 部会長の責任により行う。
- ・事務局は部会長の属する相談支援事業者が行う。
- ・会議は概ね1~2月に1回程度。(会議室は市役所を想定)
- ・協議の内容等について, 全体会及び行政に報告する。

### 3. 議 題

- ・障がい者の権利擁護に係ることについて, 幅広く議論を行う。

# こども部会について

## 1. 構成メンバー

- 部会長……相談支援事業者
- メンバー……相談支援事業者, 障がい児支援関係機関, 行政

## 2. 運営方法

- ・会議の開催, 運営は, 部会長の責任により行う。
- ・事務局は部会長の属する相談支援事業者が行う。
- ・会議は概ね2~3月に1回程度。(会議室は市役所を想定)
- ・協議の内容等について, 全体会及び行政に報告する。

## 3. 議 題

- ・障がい児支援の在り方, 関係機関の連携等について, 幅広く議論を行う。